

熊本市建築物耐震改修促進計画の改訂について (骨子案)

- 1.背景・目的 計画期間
- 2.計画の基本的事項
- 3.改訂における基本的な考え方
- 4.耐震化の指標（耐震化率）
- 5.現計画の施策と効果
- 6.現状分析及び課題
- 7.耐震化促進のための新規の取組み
- 8.施策体系図（案）

P2

P3~4

P5

P6~7

P8

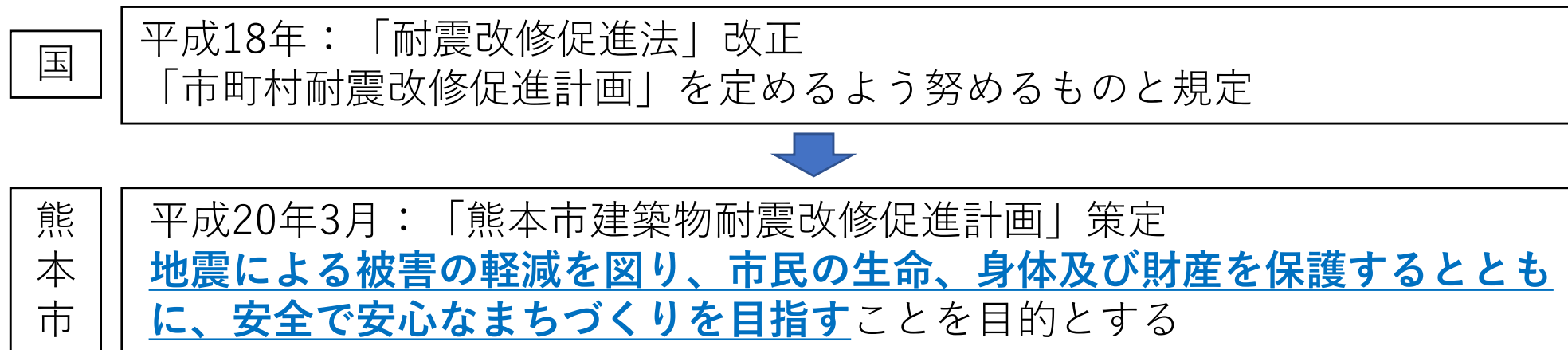
P9

P10

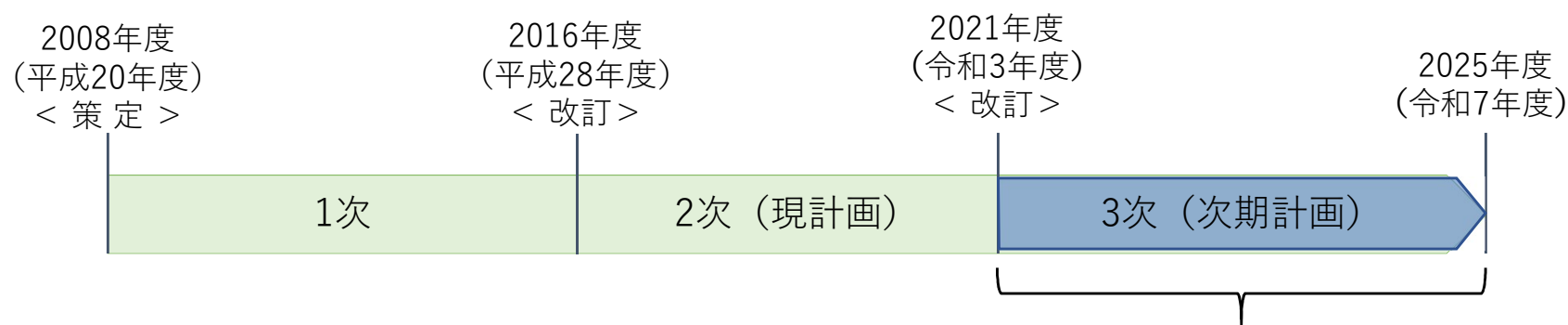
P11

朱書きの部分が
「審議のポイント」
です

●背景・目的



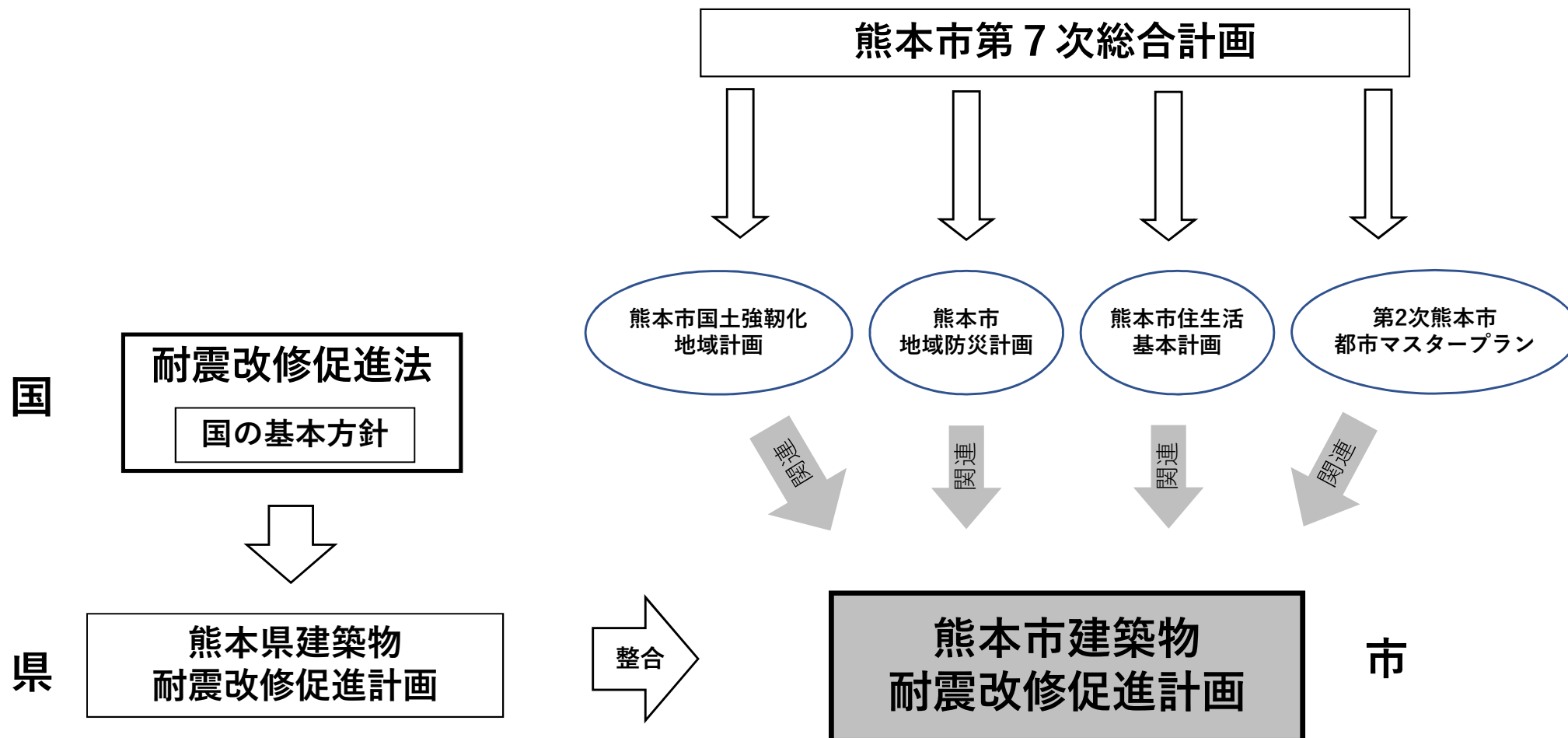
●計画期間



現計画が今年度末（令和2年度末）までであることから、今年度中に次期計画（令和3年度～令和7年度）に改訂する。

2. 計画の基本的事項

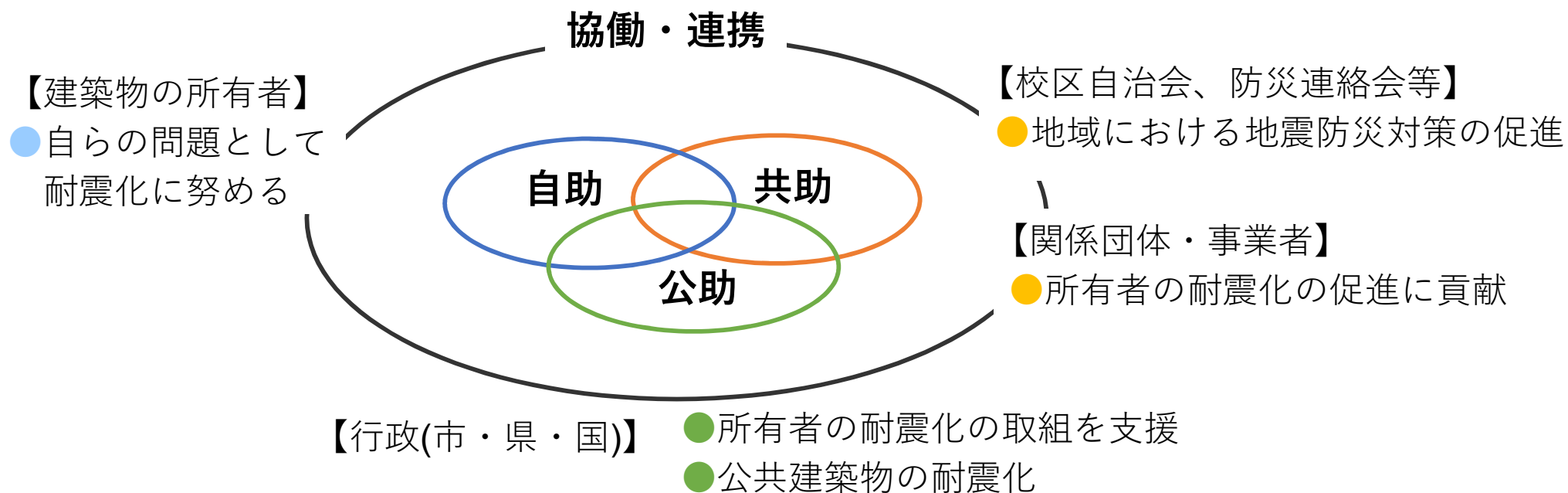
●位置づけ



2. 計画の基本的事項

●建築物の耐震化を促進するための基本的な考え方

「自助」「共助」「公助」による耐震化の促進



●改訂における基本的な考え方

- ・ 現計画の方向性を踏襲する
- ・ これまでの取り組みの振り返りや現況の分析から、課題を抽出する
- ・ 課題への対応として、新規施策を検討する

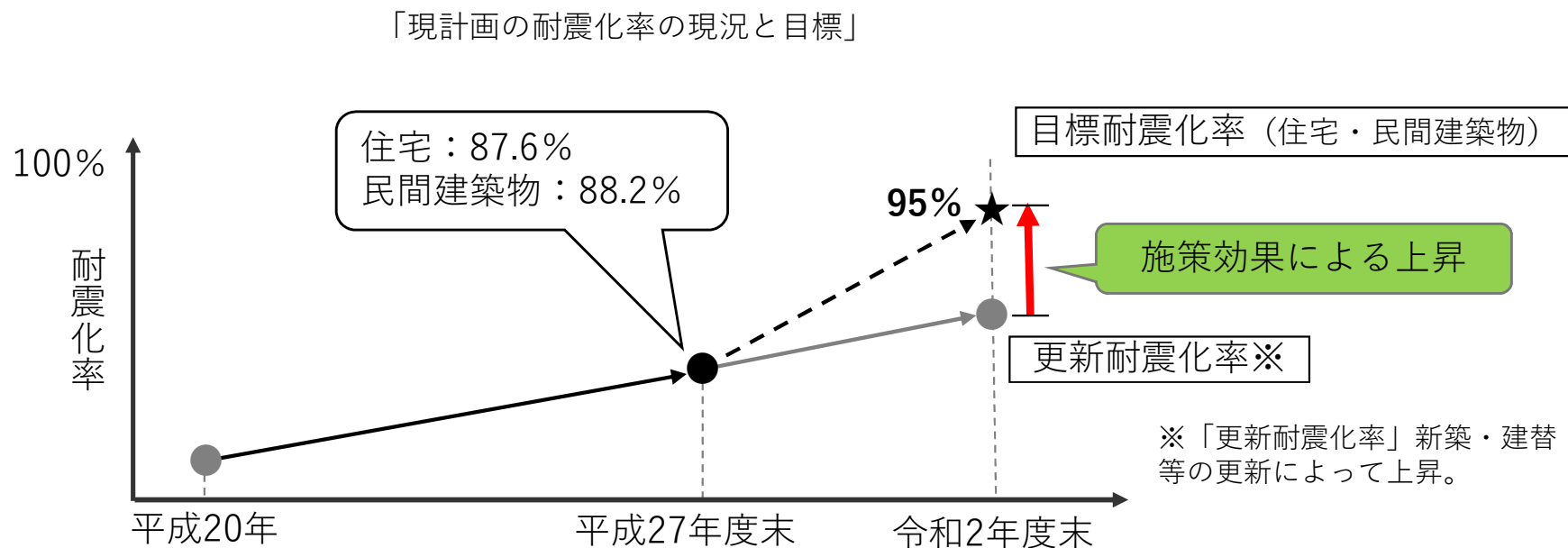
| | |
|-----|----------------------|
| 序章 | 建築物耐震改修促進計画の趣旨 |
| 第1章 | 想定される地震規模と被害の予測 |
| 第2章 | 計画の基本的事項 |
| 第3章 | 建築物の耐震化の現況と目標 |
| 第4章 | これまでの取り組みの振り返り |
| 1. | 戸建木造住宅 |
| 2. | 緊急輸送道路沿道建築物 |
| 3. | 要緊急安全確認大規模建築物 |
| 第5章 | 基本施策と取り組み |
| 1. | 耐震化促進に向けての課題 |
| 2. | 耐震化促進のための基本施策と取り組み |
| 第6章 | 所有者に対する耐震診断・耐震改修の指導等 |
| 第7章 | 計画の実現に向けて |

【改訂検討内容】

- ①耐震化率の算出・・・P 6.7
- ②現計画の検証、振り返り・・・P 8

- ③現況分析からの課題の抽出・・・P 9
- ④新規施策の検討・・・P 10. 11

● 目的達成の指標



目的達成の指標として、住宅・民間建築物の目標とする耐震化率を現計画に定めているが、現計画の最終年度の令和2年度末の耐震化率を算出し、分析・課題抽出を行い、次期計画の目標とする耐震化率と施策の検討をする。

4. 耐震化の指標（耐震化率）

●耐震化率の推移

耐震化率：住宅や建築物を「耐震性あり」「耐震性が十分でない」に分類し、全棟数の内「耐震性あり」の割合を算出する。

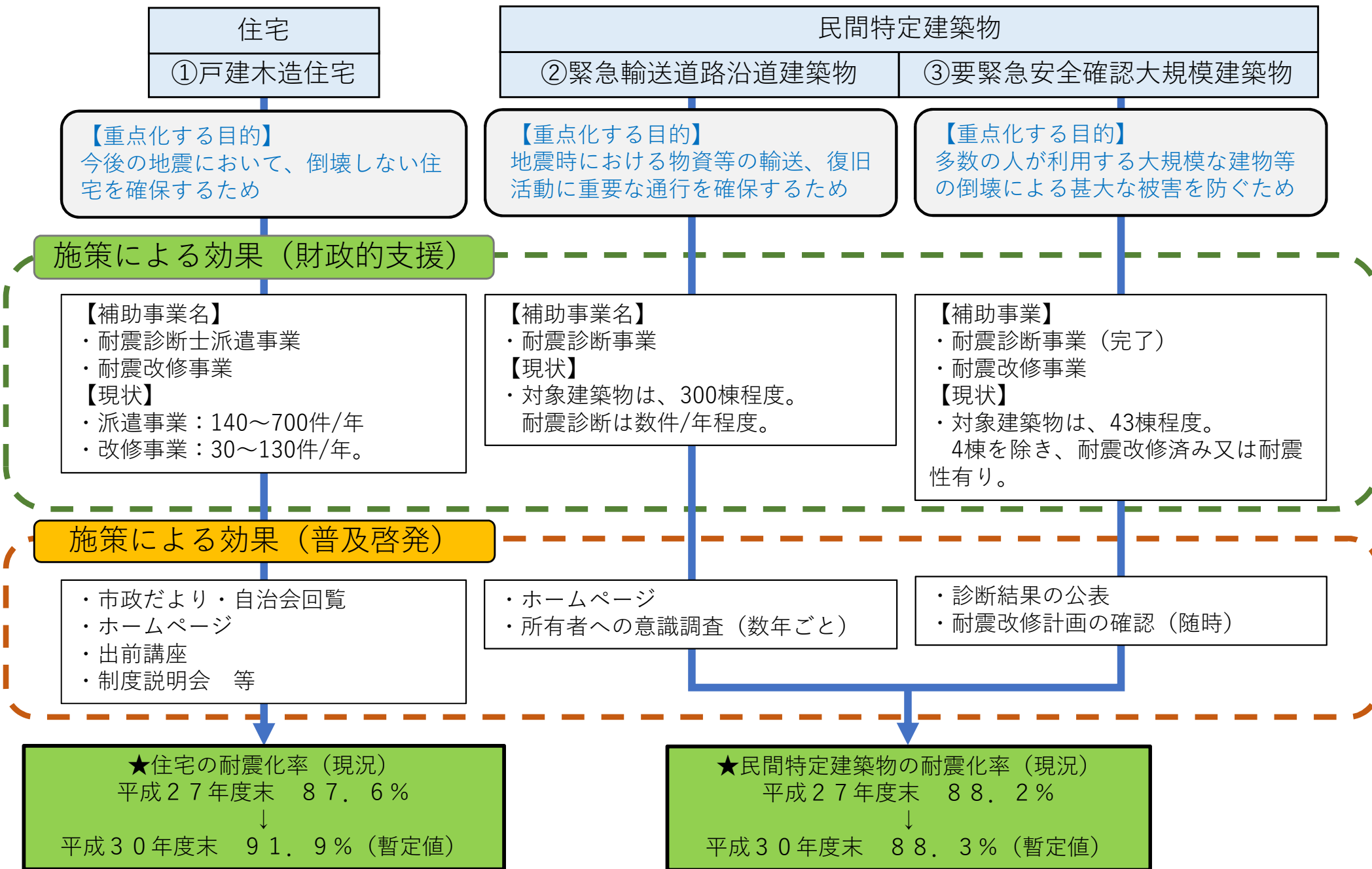
| | H25年10月 | H27年度末 | H30年度 | R2年度末 |
|--|---------|--------|----------------|-------------------------------|
| 住宅 (推計) | 85.7% | 87.6% | 91.9% (暫定値) | |
| 民間 特定建築物※ ¹ (推計) | 87.9% | 88.2% | 88.3% (暫定値) | |
| 市有 特定建築物※ ¹ ※ ² (実数) | 92.3% | 97.9% | → | 99.7% (年度内に全体棟数等、 詳細確認) |

※1：特定建築物とは、耐震改修促進法第14条に規定される用途、規模による。具体的には、3階以上かつ1,000㎡以上で多数の利用が考えられる建築物（用途により階数、規模が異なる）、危険物を取り扱う建築物、緊急輸送道路沿道建築物が規定されている。

※2：市有特定建築物については、別途「市有建築物耐震対策基本方針」「市有建築物耐震化整備計画」を定めており、計画的に耐震化を進めていることから、今回とは別に議論する事とする。

5. 現計画の施策と効果

●現計画の施策（①～③の建築物について、重点的に耐震化を促進）



審議のポイント

●現状分析

| 住宅 | 民間特定建築物 | |
|---|--|--|
| ①戸建木造住宅 | ②緊急輸送道路沿道建築物 | ③要緊急安全確認大規模建築物 |
| <p>目標の耐震化率に届いていないが</p> <ol style="list-style-type: none"> 熊本地震後、耐震診断補助の申込みが増加した 耐震改修補助の拡充を行い、申込みが増加した | <p>目標の耐震化率に届かない要因</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震診断補助は、1～2件程度/年。これまでの制度利用は13件と低推移。 耐震診断のみの補助のため、効果的な普及啓発活動が行えていない。 | <p>目標の耐震化率に届いていないが</p> <ol style="list-style-type: none"> 全て耐震診断・公表済み 4棟を残し耐震化実施済み 未改修建築物（4棟）の状況は随時把握 |



●課題

| ①戸建木造住宅 | ②緊急輸送道路沿道建築物 | ③要緊急安全確認大規模建築物 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 今後、熊本地震から時間が経ち、高まった耐震改修への意識が薄れる可能性がある | <ul style="list-style-type: none"> 対象建築物約300棟の内、耐震診断補助利用件数は13棟で、その他の建築物についての耐震性の有無を把握していない。 耐震化は所有者の費用負担が大きいが、耐震設計・改修工事に対する補助制度が無く、効果的な普及啓発活動が行えていない。 ただし、約300棟全てに効果的な財政支援は難しい。 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修まで補助制度があり耐震化は進んでいるが、未改修建築物（4棟）の耐震化をどのように進めるかが課題 耐震改修補助に対する国の優遇制度の着手期限が令和4年度末と迫っている。 |



効果的な普及啓発活動を考える必要

重点的に取り組む地区を選定し、効果的に耐震化を促進する施策が必要

未改修建築物（4棟）所有者への指導強化が必要

●新規の取組み

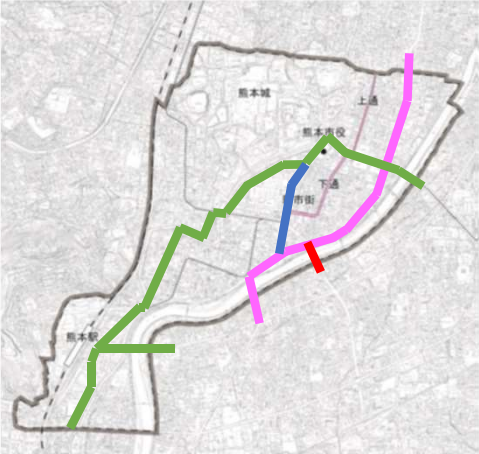
緊急輸送道路沿道建築物（中心市街地）の耐震化に対する支援の拡充

現状分析・課題で判明した耐震化が促進されていない②緊急輸送道路沿道建築物について、所有者アンケートや他都市調査、他計画との整合等を基に、普及啓発活動や効果的な財政支援を検討する。



◎地区の選定

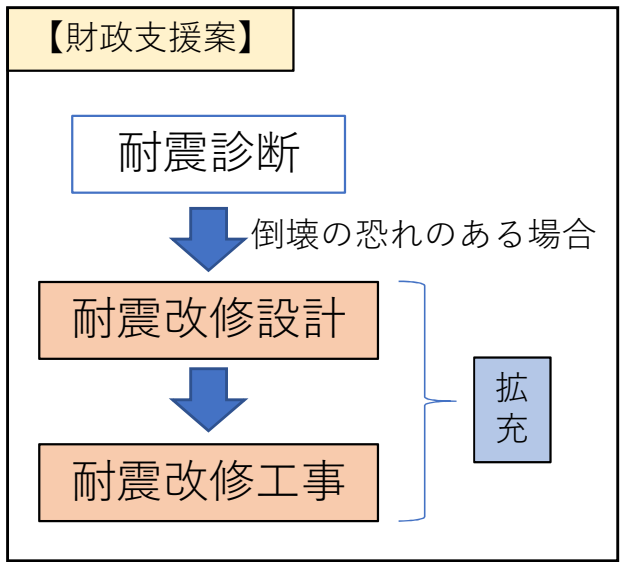
「熊本市第7次総合計画」や「熊本市第2次都市マスタープラン」において、災害に強く魅力と活力のある都市空間を創出に取り組むことが位置付けられている中心市街地には、対象の300棟のうち、100棟が集中していることから重点的に耐震化を図る地区とする。



中心市街地内の緊急輸送道路

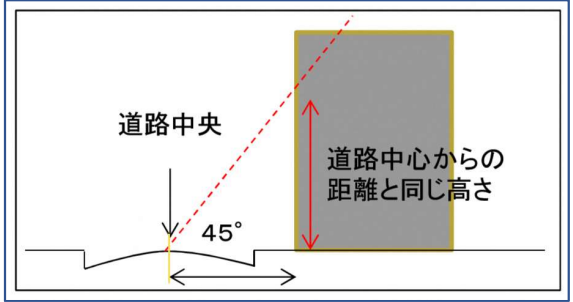
◎財政支援

地震で倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある一定規模以上の建築物で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物の耐震改修設計、耐震改修工事に対する助成



◎普及啓発活動

対象建築物所有者の耐震化に対する意識を高めるため、耐震化に関するリーフレットの作成や事業者に対する説明会などを開催する。



道路閉塞のおそれのある建築物

⇒ 新規の取組について、制度全般に関する意見を伺いたい

8. 施策体系（案）

| 課題 | 基本施策 | 取り組み（今回の改訂で追加青字） |
|---------------------------------|------------------------------|--|
| <p>(1) 耐震化の加速</p> | <p>耐震化を促進するための財政的支援</p> | <p>①重点的に耐震化を促進する建築物への財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建木造住宅 ・緊急輸送道路沿道建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 <p>②その他の建築物への財政的支援 →分譲マンション耐震改修制度（H31追加済み）</p> <p>③熊本地震で被害を受けた住宅への財政的支援 →S56～H12年住宅に補助制度（H30拡充済み）</p> |
| <p>(2) 耐震化にかかる不安の解消</p> | <p>安心して耐震改修ができる環境整備</p> | <p>①相談体制の充実</p> <p>②耐震診断及び耐震改修の知識・技術の向上</p> <p>③専門技術者に関する情報提供</p> <p>④耐震化に関する具体的な情報の提供</p> <p>⑤耐震改修に関する融資・税制等の情報提供</p> |
| <p>(3) 耐震化に対する意識・知識の向上</p> | <p>安全性の向上に向けた意識啓発及び知識の普及</p> | <p>①各種媒体を活用した普及啓発</p> <p>②地域等との連携・協働による普及啓発</p> <p>③各種団体等との連携による普及啓発</p> <p>④リフォームにあわせた耐震改修の誘導</p> <p style="text-align: right;">今年度中に委託や他都市調査などで方法を探る</p> |
| <p>(4) その他建築物に関する安全性の確保</p> | <p>地震時の総合的な安全対策の促進</p> | <p>①がけ崩れ等による建築物の被害軽減対策</p> <p>②窓ガラスの飛散対策や屋外看板等の落下防止</p> <p>③天井の落下防止</p> <p>④エレベーターへの閉じ込めや脱落の防止</p> <p>⑤エスカレーターの脱落防止</p> <p>⑥ブロック塀の転倒防止 →大阪北部地震での事故 →ブロック塀撤去補助制度（R1追加済み）、避難路の指定</p> <p>⑦住宅内部の地震対策→シェルター設置補助制度（H30追加済み）</p> |